



尚、現下の動員は獨逸諸種族の凡てに對して均等に行はれてゐるので婚姻率の低下は各地方とも共通だ

が、とはいへウーラン（一五・二）、ザルツブルク（一四・一）、チロル（一四・一）、シュタイエルマルク（一一・八）、ケルンテン（一一・七）の諸縣及びズデーテンラントに於てはその低下に拘らず絶對數値はなほ異常に高い。

出產力ば之を出生總數に見ても

出生率に見ても戰時下に却つて

上昇の跡を見せてゐる

大量の戰時結婚に表現された獨逸國民の逞しい生活意欲は出生の著増となつて現實に實證されてゐるところで、殊に今年（一九四〇年）第一四半季に於ける對

前年同季の出生増は五一・四九一人（舊波蘭領の部分を除く全國）、この内今年の閏日の出生數五、一二三〇人）を除いても猶ほ四七、二六一人の純出生増を示し昨年同季に對し一・六六%の増加となつてゐる。特にオスマタルク以下の新領土に於ける對前年同季の増加は三五・四%即ち三分の一を超えるといふ盛況である。併し舊領土に於てもその八・三%の増加は昨三九年第一四半季の對前年増加歩合が四・九%であつたことを思ひ合はせると注目に値ひするものといつていゝ。昨三九年第四四半季に於ける出生減退は同年初頭の流行性感冒の結果として度外視し得るどすると戰時下獨逸の出產力は開戦と同時に却つて益々好調を示してきたことになる。特に今年第一四半季に於ける高出生率を地方別にみるとオストマルク及びスデーテンラントが特に顯著で、ケルンテン及びザルツブルグの兩縣の三一・

四、チロル縣の二九・七、オーバー・アルドナウ縣の二九・四等前世紀末の數値を再現するといふ有様である。

たゞ今年の五月には増勢は稍衰へを見せ（對前年同月増一・七%）、六月に到つて初めて對前年同月比の出生數に減退を示すに到つたが、之は昨三九年夏の青壯年男子大量動員の影響に歸せらるべきものである。

併し本年前半期の通計に於ては出生數は前年同期に較べて猶ほ五萬一千餘の増加を見たこととなる。出生數及び出生率を掲ぐれば次の如くである。

出生總數（速報）全國（但し舊波蘭領を除く）

第一四半季	四五八、六七八	四〇六、一八七
第二四半季	四一二、八八七	四一四、一六三
計	八七一、五六五	八二〇、三五〇

出生率 舊領土内（人口千に付換算）

第一四半季	一九三九年	一九四〇年
第一四半季	一九・四	一九・八
第二四半季	一九・四	一九・九
第三四半季	一八・一	一九・二
第四四半季	一八・三	一九・五
平均	一八・八	一九・六
出生率 全國（人口千に付換算）	一一〇・三	一一〇・三

平 均 一一〇・四

が本年五・六月に現はれて來た大量動員の影響の今後の動向を推察してみると、出產減退が之以上にさして悪化しないだらうといふことはナチスの人口政策的諸方策から推察し得るところで、例へば昨年十月中旬對ボーランド戦の終了後に多數の兵士を歸郷させてゐる様な事例もその一つに舉ぐべきものである。事實まるで語つてゐる。特に之を前世界大戦當時と較べてみると格段の相違で、今年六月の對前年同月出生減一四・九%の數字は之を一九一五年五月即ち前大戦の開始後九ヶ月の對前年同月出生減三〇・三%に較べるとその半分以下の數値に過ぎない。惟ふに前世界大戦當時は出生率は既に漸減傾向を辿つており、戰時下の生活難と漸く甚しからんとする國民的頑廢は産児制限思想の格好の溫床となり、搗てゝ加へてマルクス主義的及自由主義的諸政黨は之を一層速進するといつた事情にあつたが、反之、今次動亂はナチスの人口政策的諸方策と兼ねてまた國民世界觀の轉廻とによつて獨逸國民が出生率向上の上り坂にある時に發生したわけである。だからこそ獨逸國民の生活意欲と勝利への意欲とは指導者への堅き信頼と相俟つて、戰爭中と雖もなほ出產力の向上を期待し得べしといふ獨逸統計局の意見も決して無理とはいへない。なほ今次戰爭の戰死者數が前大戦時（最初の五ヶ月間に戰死二十五萬）と較べて極めて輕いことも其の人口政策的意義は極めて大きい。



心臓病 一九三七 一九三八 一九三九  
氣管支炎 一九三七 一九三八 一九三九  
肺炎 一九三七 一九三八 一九三九  
盲腸炎 一九三七 一九三八 一九三九  
腎臓炎 一九三七 一九三八 一九三九  
老衰 一九三七 一九三八 一九三九  
自杀 一九三七 一九三八 一九三九  
不慮の傷害 一九三七 一九三八 一九三九

年次 婚姻率 出生率 死亡率  
(除く死) 加率 自然増  
(出生百) 乳兒死  
亡率(出生百)  
一九三〇 六・五 一九三一 八・一  
一九三一 五・一 一九三二 一・九  
一九三二 三・〇 一九三三 一・四  
一九三三 一・九 一九三四 一・〇  
一九三四 一・九 一九三五 一・九  
一九三五 一・九 一九三六 一・九  
一九三六 一・九 一九三七 一・九  
一九三七 一・九 一九三八 一・九  
一九三八 一・九 一九三九 一・九  
一九三九 一・九 一九四〇 一・九  
一九四〇 一・九

早産 一九三〇 一九三一 一九三二 一九三三  
先天的畸形 二・五 二・五 二・五 二・五  
質及分娩による産児の障害 一・九 一・九 一・九 一・九  
二・五 二・五 二・五 二・五  
腸力タル 一・〇・八 一・〇・八 一・〇・九 一・〇・九  
一・〇・九 一・〇・九 一・〇・九 一・〇・九  
微毒 一・九 一・九 一・九 一・九  
一・九 一・九 一・九 一・九  
(備考) (一) 僕領内及オストマールクの市町村、但しツール地方、カルルスブルーエ、ブリヤーゼンス及ツヴァイブリュッケンを除く。(二) 戰死者數を除く。(三) 出生及死産千人に付。(四) 出生千人以下付。

## ボヘミア・モラヴィア兩獨逸保護領に於ける最近の人口動態

昨三九年三月保護領として大獨逸の一部へ編入されたボヘミア及びモラヴィアも其の政治的解放と經濟的回復の兆候を人口現象の上に明瞭に覗取せしめる。昨三九年に於ける婚姻の著増はその前奏曲といつてよく、其の婚姻率(一・五)は舊チコロコスロバキア共和國內に於ては世界大戰後の十ヶ年間を除いて蓄て實現されたことのなかつたものである。今年に入つて更に出

生の著増を見るに到つたのは當然で、その主要数字を掲ぐれば左の如くである。(Wirtschaft und Statistik 1940 Nr. 13 u. 18 所載)

的なる轉換を行ひ、婚姻と家庭とは民族的共同生活の根基にして其の内容の如何は民族共同體の價値と存續とにとつて決定的な意義を有するとの根本精神を以て置き換へるゝに到つた。この改正精神が特に離婚法に對して有り意義は人口政策的觀點から見て極めて重大であると、よくよう。一言にして、新離婚法は民族共同體に對して最早何らの意義を有せずと認定せらるるに到つた婚姻關係に對して單にそれだけの理由で離婚することを承認するに到つたわけだ、それが新しい婚姻生活に於て更めて民族共同體に對する貢獻を爲すべからんを要望せるものであらはし、やむもない。

## 特に舊奥地に於ける婚姻關係

新婚姻法が特に「奥地及び其の他の地方に於ける婚姻及離婚法を統一する爲の法律」Gesetz zur Vereinheitlichung des Rechts der Eheschließung und der Ehescheidung im Lande Österreich und im übrigen Reichsgebiet と呼ばれるのは獨奥地邦後オーベトゥラーに於ける從來の特に錯雜せる婚姻現象を法律的に整理する」と其の一への主要目的としてゐたからである。蓋し同地方のカトリック教徒はその教義の立てるよりして離婚を認められず、單に別居從つて再婚は不可能であった。これは、別居後的新し同棲生活は現實の事實なので一九一八年以後は特別免除により之を承認する事となり、所謂 Dispensehe なるものの成立を見るに到つた。之は法律的には非合法的なものであつたが、併し時としては裁判所に於

## ナチスの新離婚法と一九三八年の離婚統計

一九三八年七月六日公布、同年八月一日より實施されたナチス獨逸の新「婚姻法」、詳しく述べ、「奥地及他の他の地方に於ける婚姻及離婚法を統一する爲の法律」は婚姻を以て個人的利害關係によつて結合されたことのなかつたものである。今年に入つて更に出現する一種の契約なりとする從來の自由主義的基調に根本